資料2

超小型モビリティ関東連絡会議　運営規約
（案）

（名称）
第一条　本会議は、「超小型モビリティ関東連絡会議」と称する。

（目的）
第二条　本会議の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　関東地域における超小型モビリティ実証事業の成果等を踏まえ、周辺環境整備や事業運営等に関するノウハウを共有すること
二　関係者に対し、超小型モビリティの認知度向上とその特徴やメリット等の正しい理解を促進すること
三　試作・実証が進められている新たなタイプの超小型モビリティについて、地域の足としてのニーズを検証するとともに、普及促進にあたっての関連制度の課題や関係者が行うべき具体的な取組について検討すること

（構成員）
第三条　本会議は、前条の目的に賛同する関係者をもって組織する。

（事務局）
第四条　本会議の事務局は、国土交通省関東運輸局自動車技術安全部とする。

（会議方式等）
第五条　本会議は原則としてウェブ会議方式とし、二ヶ月に一度程度の頻度で開催する。なお、試作車の試乗会等、必要に応じ対面の会議も開催する。

第六条　本会議は、構成員の他、超小型モビリティに関心のある自治体等の傍聴を認める。

（資料等の扱い）
第七条　本会議の議事概要については、原則として会合後一週間以内に関東運輸局ホームページにて公表することとする。

（細則）
第八条　本会議の運営に必要な細則は、会員協議の上、これを決定する。

附　則
本規約は、令和２年８月７日から施行する。